

家電リサイクル券システム 引渡し等取扱規則A

制定 平成 13 年 3 月 15 日

改正 平成 28 年 3 月 31 日

改正 平成 30 年 3 月 31 日

(用語の定義)

第 1 条 本引渡し等取扱規則において使用する用語の定義は、本引渡し等取扱規則で特に定めるほかは、「家電リサイクル券システム(販売店以外の者による料金回収方式) 会員規約(以下「取扱者システム規約」という。)」に定めるところによるものとします。

(総則)

第 2 条 本引渡し等取扱規則は、取扱者システム規約に基づき自治体である取扱者(以下「自治体取扱者」という。)が廃棄物を加入製造業者等へ引き渡す際の取扱い及び料金の支払方法等を定めるものです。

(自治体取扱者用の券用紙)

第 3 条 廃棄物の加入製造業者等への引渡しに当たっては、自治体取扱者は専用の券(以下「自治体用券」という。)用紙を使用するものとします。

2 前項の規定に基づく自治体用券用紙は、自治体用券用紙一部当たり 6 台(セパレート形エアコンの場合にあつては、1 台の室外機とこれに付属する室内機の組合せを 1 台とし、この室内機又は室外機の一部が欠けている場合を含む。)の廃棄物の項目が記入できる仕様とします。

(自治体取扱者の自治体用券用紙の発券方法)

第 4 条 自治体取扱者が廃棄物を加入製造業者等に引き渡す場合、自治体取扱者は、加入製造業者等への引渡しの前に、以下の定めに従って自治体用券を発券するものとします。

- ① 自治体用券用紙に、排出する廃棄物及び廃棄物を引き渡す指定引取場所を記入し、当該廃棄物に係る加入製造業者等の氏名又は名称を廃棄物一品ごとに記入します。
- ② 自治体用券の記載に誤りがないことを確認した上、当該廃棄物に自治体用券の当該廃棄物に係る現品貼付用片を貼付します。

2 1 部の自治体用券用紙に同時に記載することができるものは、同一の品目の廃棄物であつて、かつ、同一の指定引取場所で同時に引き渡すものに限りま

- 3 取扱者システム規約第 10 条第 1 項の定めにかかわらず、自治体取扱者が自治体用券用紙に記載内容を誤って記入した場合であって、自治体取扱者が、かかる誤記を訂正の上、訂正箇所全てに自治体取扱者の訂正印を押印した当該自治体用券は無効とならないものとします。

(廃棄物の加入製造業者等への引渡し)

第 5 条 自治体取扱者は前条の規定に基づいて自治体用券の発券を行った場合には、以下の定めに従い、当該廃棄物を当該廃棄物に係る加入製造業者等に引き渡すものとします。

- ① 廃棄物は、当該廃棄物に係る加入製造業者等が定めた指定引取場所において引き渡すものとします。
- ② 自治体取扱者は、廃棄物の加入製造業者等への引渡しに当たっては、廃棄物と当該廃棄物に係る自治体用券の記載内容を確認・照合した上で引き渡し、加入製造業者等は引取りに当たり、廃棄物と自治体用券の記載内容が一致していることを検査するものとします。持込んだ廃棄物に係る自治体用券の記載内容に誤りや不一致が指定引取場所で発見され、加入製造業者等が是正を求めた場合、自治体取扱者はこれに応じて正しい内容に是正を行った上で廃棄物を引き渡すものとします。当該自治体取扱者が是正に応じない場合、加入製造業者等は是正を求めた自治体用券に記載されている全ての廃棄物の引取りを拒否できるものとします。
- ③ 自治体取扱者が前各号に係る業務の全部又は一部を委託する場合においても、前各号に係る自治体取扱者の責任は、当該自治体取扱者が負うものとします。

(協会への料金等支払いに関する締日と確認方法等)

第 6 条 自治体取扱者の料金等の支払いに関する締日は毎月末とし(ただし、4月と12月のみ締日を25日とします。)、自治体取扱者は締日が属する月の翌月末日までに自治体取扱者の取扱金融機関から協会指定銀行口座へ振込みを行う方法により支払うものとします。なお、当該支払日が当外金融機関の休業日の場合は、翌営業日とします。

- 2 取扱者システム規約第 12 条第 2 項の規定に基づく協会からの請求に対する自治体取扱者の支払額の確認方法は、ファックス送信により行うものとします。

(協会からの料金等の請求に対する確認及びその後の処理)

第 7 条 自治体取扱者が前条第 2 項の規定に基づく確認を行う場合、その処理については、以下のとおりとします。

- ① 自治体取扱者は、協会から送付された請求書の内容と自治体用券の自治体控片を照合・確認し、違算が発見された場合は、前条第 1 項の規定に基づき決定される支払日ま

で発見された違算分に係る料金等の1件別の違算明細を協会にファックスで送付するものとします。当該支払日までに自治体取扱者からの違算明細が協会に到着しなかった場合、協会は当該請求書の内容が当該自治体取扱者によって承認されたものとみなします。自治体取扱者は、違算のなかった請求分に係る料金等を、協会指定の銀行口座に当該支払日までに振り込むものとします。

- ② 前号の規定に基づき自治体取扱者から違算明細がファックスで送付された場合、当該自治体取扱者と協会は違算の解消を協力して行い、当該違算に係る料金等の額を確定するものとします。当該自治体取扱者はこの確定した料金等の額を確定日後の最初の支払日の前日までに協会指定の銀行口座に振り込むものとします。

(請求データのダウンロード)

第8条 協会は、第6条第1項に定める締日の翌々日（協会が休業日の場合はその翌営業日）以降に、前回締日の翌日から今回締日までの期間について協会が集計した自治体取扱者の請求データを、協会のサイトから当該自治体取扱者がダウンロードができるようにします。

- 2 前項に規定する請求データのダウンロード受付時間は、毎日9:00～21:00とします（年末年始の他にシステム保守日など休止日を別途定める場合があります。）。

(請求データのダウンロードを行う自治体取扱者の責任)

第9条 前条第1項の規定に基づき請求データのダウンロードを行う自治体取扱者は、請求データのダウンロードのために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要になる全ての機器を自らの費用と責任において準備するものとします。また、前条第1項に規定に基づく自治体取扱者の協会からの請求データのダウンロードに伴う通信費用は当該自治体取扱者の負担とします。

- 2 自治体取扱者は、当該自治体取扱者のID及びこれに対応するパスワードの管理について一切の責任を負い、これを第三者に使用させあるいは使用許諾することはできないものとします。

附 則（平成28年3月31日改正）

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日改正）

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

以 上